

I Tセキュリティの到達点と問題点について

首都大学東京法科大学院教授 前田雅英

1 2007年現在の到達点と反省点

I Tの国民生活への浸透度の高さからみて、そのセキュリティの重みは、社会法益（公共の利益）として、手厚く保護さなければならないものとなってきている。

I Tが安心して使えないということは、例えば、水道水に毒が混入されているとか、空気の汚染により多くの国民の喘息等罹患の危険が生じている状態と似ているともいえよう。その中でN I S Cの取組、特に政府機関、重要インフラの情報セキュリティについての取組は、非常に高く評価できる。

ただ、「セキュア・ジャパン2007」の施策で、サイバー犯罪に対処するための法整備が「年度内に実施されるか不明」に分類されていることは、誠に遺憾である。

「国会に問題があり政府の責任ではない」ということなのかも知れないが、情報セキュリティ分野の国際協調という観点からも、サイバー犯罪条約にきちんと対応した法整備は非常に重要であることを再度確認していただきたい。

2 国民から見て不安を感じる情報内容

一方、I T社会が国民生活に与える負の側面も直視し、それを解消していく視点も軽視すべきでない。裏職業サイト、高校生のいじめの手段として使われるサイトなど、国民が眉を潜めざるを得ない事態もかなり存在する。I Tネット社会における情報発信者のモラルの向上・ルールづくり等に政策会議も関心を持つ必要がある。

それは、必ずしも、法規制などのハードな対応を要請するものではない。問題のあるネット情報に関するホットラインなども動き出しているが、官民を挙げて有効な対策を探求すべきである。

近時、犯罪状況は、著しい変化を遂げており、世論調査においても、国民の治安悪化への不安は、ようやく「増大が停止した」といえるように思われる。しかし、ネット社会については、さらに国民の不安は深刻化している。人身に対する犯罪の誘因の除去、詐欺等の財産被害の防止、（個人）情報の保護、名誉等の人格権への配慮等々、取り組むべき課題は多い。その際には、特に、公共財としてのネットの利用者としての自覚を植え付ける教育、ネットにより人を傷つけること反道義性を規範化する教育を、初等・中等学校教育に盛り込むことということも重要であると考える。